

6年度の市・府民税、所得税の申告は 2月16日(金)～3月15日(金)

市・府民税の申告 時 午前8時45分～午後5時15分 場 市役所2階10番窓口

- 毎年大変混雑します。状況により長時間お待ちいただく場合があります。
- 郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。
- 来庁による申告の際は、医療費控除の明細書や決算書、収支内訳書などを自宅で作成し持参してください。

各種手続きに市・府民税の申告が必要です

6年度(2023年分)市・府民税の申告は、6年1月1日時点で本市に住所がある方が対象です。市・府民税が非課税の方でも、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当や年金の手続きなどのために申告が必要になる場合があります。

また、税務署への確定申告が不要な年金所得者の方でも、市・府民税の算定に医療費控除の適用を受ける場合などは市・府民税の申告が必要です。

なお、税務署へ確定申告する方や収入が給与のみで勤務先から本市に給与支払報告書が提出されている方は、申告不要です。

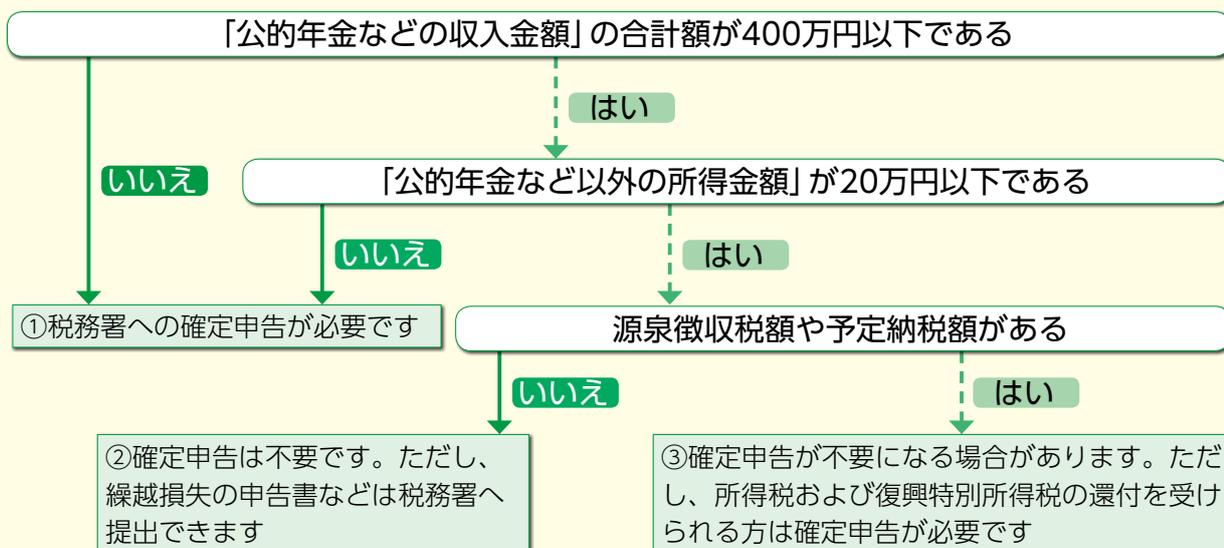
休日受付をご利用ください

2月25日(日)午前9時～正午に市・府民税の申告受付をします。月～金曜日に申告ができない方はご利用ください。

市・府民税、所得税の申告に必要なもの

- 前年中の収入などが分かるもの
 - ・ 給与所得者や公的年金受給者は「源泉徴収票」(年金額のお知らせ・通知書は不可)
 - ・ 営業等、不動産、農業などの収入がある方は決算書や収支内訳書など
- 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の支払証明書または領収書(源泉徴収票に記載されている場合は不要)
- 医療費控除の申告をする場合は医療費控除の明細書(領収書は不可)
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書(領収書は不可)
- 寄附金控除を申告する場合は寄附金証明書
- 障がい者手帳、療育手帳など
- マイナンバーカード(持っていない方は通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなどと本人確認書類)

年金所得者の申告に関するフローチャート



※②③の場合、確定申告が不要でも、市・府民税で医療費控除、寄附金控除などを適用する場合は市・府民税の申告が必要です。

問 課税課 ☎754・6222

所得税の申告 時 午前9時～午後4時 場 豊能税務署

※同署には駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

豊能税務署からのお知らせ

●パソコン・スマホから確定申告

令和5年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の申告・納期限は3月15日(金)、消費税および地方消費税の申告・納期限は4月1日(月)です。

確定申告には、パソコンやスマホから簡単に申告書を作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

なお、ID・パスワードを取得している方は、マイナンバーカードやICカードリーダーライターがなくても自宅などからe-Taxで提出できます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告書等
作成コーナーは
こちら



●豊能税務署で申告書の

作成・相談を希望される方へ

豊能税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く。ただし2月25日(日)は開設)です。相談受付時間は、午前9時

～午後4時ですが、入場制限や早めに終了する場合があります。

- ①入場には「入場整理券」が必要です。取得方法は、同署での当日配付とLINEからの事前発行の2通りがあります。
- ②配付状況に応じて相談受付を終了する場合があります。
- ③会場ではスマートフォンを利用した申告書の作成を推進しています。
- ④スマホ・パソコン操作・申告書の作成は、ご自身でお願いしています。
- ⑤大変来場者が多くなります。状況により長時間お待ちいただく場合や入場できない場合があります。
- ⑥医療費控除の明細書の作成・集計(領収書は自宅で5年間保存)や配当金関係書類の集計、収支内訳書・青色申告決算書の作成などは自宅で作成・準備したものを持参してください。

問 豊能税務署 ☎751・2441

令和6年能登半島地震災害義援金を募集

令和6年能登半島地震により、石川県を中心に甚大な被害が発生していることから、募金箱の設置などにより義援金の募集を行います。寄せられた義援金は、被災地の方々の生活を支援するため、日本赤十字社を通じて全額を石川県などの被災地に送金します。なお、物品の受け付けは行っていません。

※情報は1月16日時点のものです。詳細は市ホームページをご覧ください。



協力方法

1. 募金箱での受け付け

- ①市役所
・総合受付(1階)および高齢・福祉総務課(2階5番窓口)
- ②ツナガリエ石橋
・石橋図書館貸出・返却カウンター(1階)
- ③保健福祉総合センター
・総合受付(2階)
- ④市社会福祉協議会
・保健福祉総合センター(1階)
- ⑤市民文化会館
・ロビー(1階)および事務所(3階)
- ⑥カルチャープラザ
・事務所カウンター(1階)

- ⑦いけだ市民文化振興財団本部
・阪急池田駅構内マルシェ池田3番館 事務所内

- ⑧中央公民館
・事務室窓口(2階)

2. 日本赤十字社での受け付け

日本赤十字社「令和6年能登半島地震災害義援金」のホームページをご確認ください。

HP <https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20240104/>

3. 市役所での受け付け

高齢・福祉総務課(2階5番窓口)

4. 市社会福祉協議会での受け付け

保健福祉総合センター(1階)

問 高齢・福祉総務課 ☎754・6250